

◎一般職の職員の給料の調整額に関する条例の一部を改正する条例（条例第55号）

1 特別支援学校に勤務する教育に直接従事することを本務とする職員及び養護教諭等の給料の調整額に係る調整数を1.25に引き下げることにした。（別表関係）

2 施行期日

この条例は、平成23年1月1日から施行することとした。（附則関係）

◎市町村立学校職員の給料の調整額に関する条例の一部を改正する条例（条例第56号）

1 特別支援教育に直接従事することを本務とする職員の給料の調整額に係る調整数を1.25に引き下げることにした。（別表関係）

2 施行期日

この条例は、平成23年1月1日から施行することとした。（附則関係）

◎いわての森林づくり県民税条例の一部を改正する条例（条例第57号）

1 個人の均等割の税率の特例の期限を平成27年度まで延長することとした。（第2条関係）

2 法人の均等割の税率の特例の期限を平成28年3月31日まで延長することとした。（第3条関係）

3 施行期日

この条例は、平成23年4月1日から施行することとした。（附則関係）

◎県立病院等事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（条例第58号）

1 岩手県立沼宮内病院及び岩手県立沼宮内病院附属南山形診療所を岩手県立中央病院の附属診療所とすることとした。（別表関係）

2 施行期日

この条例は、平成23年4月1日から施行することとした。（附則関係）